

横浜西RC 湯川孝則氏

2. ローターリー青少年交換学生「広島・京都研修旅行」の件
3/26(木)～28(土) 藤崎さんが参加いたします。
3. 横浜南ローターアクトクラブ、新横浜ローターアクトクラブ合同「第8回タバコ吸殻拾い&ウォーキング」開催の案内 4/12(日) 10:00～12:30 交流会 13:00～15:00 蒔田公園～横浜公園 インターアクトの方が出席する予定です。
4. ローターアクト主催2014～15年度 世界ローターアクト週間中の例会へのお誘い
ご興味ある方は事務局まで。
5. ローターリー米山記念奨学会より 来年度ハンドブック送付及び提出物の件

<幹事報告>

井上久幹事

- *文書着 川崎大師RC 横浜東RAC
- *会報着 新川崎RC
- *その他

3/31(火) お花見移動例会 点鐘 18:00 とん鈴麻生川をお花見しながらとん鈴へ向かう方は、17:00 麻生警察署前交差点に集合ください。
本日ご案内と出欠席の用紙をポストインしました。速やかに提出ご協力お願いいたします。

<ニコニコ委員会>

赤本委員長

井上勇会長→「石野会員、本日の卓話よろしくお願ひします」。井上久幹事→「石野会員、ご無理を言って申し訳ありません。卓話よろしくお願ひいたします」。結城会員→「2月27日、ゆりの会パスト会長 全員出席いただき有意義な炉辺会合が出来、ありがとうございます。会費の残金ニコニコへ」。以下、感謝をこめてニコニコへ。阿久澤会員、安藤美恵子会員、安藤亨会員、安藤志子会員、福家会員、石野会員、石坂会員、鴨志田会員、小島会員、小塚会員、中島健児会員、中島眞一会員、中村会員、大矢会員、親松会員、関山会員、白井会員、鈴木文夫会員、玉井会員、寺川会員、鶴飼会員、碓井会員、渡邊会員、山口会員、赤本会員。

<ローターリー財団>

碓井委員

鴨志田会員、碓井会員からいただきました。

<米山奨学委員会>

鶴飼会員からいただきました。

<出席委員会>

山口委員長

	会員	出席	欠席	メーク	出席率
第1757回	40	30	10		75%
第1756回	40	32	8	2	85%

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	28件	31,399円	852件	945,330円
財団	2件	29,000円	22件	281,880円
ベネファクター	0件	0円	2件	204,000円
米山	1件	20,000円	43件	563,000円

<ご苦勞様会について>

小塚会員

6月30日(火) 最終例会でご苦勞様会を行う予定です。詳細がまとまり次第お知らせいたします。

本日のプログラム

<会員卓話>

石野会員

私は、現在横浜市中区で弁護士をしております。現在、日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事と横浜弁護士会子どもの権利委員会委員、横浜弁護士会高齢者・障がい者の権利に関する委員会の委員を担っていますので、本日は、最近話題になっている「格差」について、格差の影響を受けやすい、子どもと高齢者の視点から見てみたいと思います。

子どもの問題として挙げられるのは、虐待や非行の問題です。まず虐待についてお話しします。神奈川県には、子ども専用のシェルターがあります。そこには、何らかの理由で家にいられなくなった子どもが入所してきます。多くの場合は、親からの虐待です。私たちは、そのような理由でシェルターに入所した子どもたちの出口支援をするため、代理人弁護士として関与することがあります。主な活動内容は親との交渉と、親のところへの帰住が難しい場合には、自立していける先を見つけて、道筋を作ってあげることです。

子どもの安全を守るためのシェルターですから、当然シェルターの場所は明かせませんので、私たちが担当していることを伝え、子どもが安全に暮らしていることを定期的に親に連絡を取って伝えていきます。子どもは、シェルターで安全を確保されながら、時にその不自由さからくる苛立ちをぶつけ、自らの状況に向かい、自立を模索していきます。自立援助ホーム等福祉の支援を受け、自立のための道筋をつ

け、仕事等も見つけて巣立っていく際には、何とか自力で頑張るんだよ、と祈るような気持ちで見送っています。

次に、非行の問題ですが、少年事件では、売春をずっと続けて逮捕され、少年鑑別所へ送られた女子少年がいました。その子は、幼いころに両親が離婚してしまいましたが、母親が重度の精神疾患を患っていて、少年は「(少年の)顔を見ると父親を思い出す。」と、母親に疎まれるようになってしまい、ずっと祖母宅で暮らしていました。売春行為を始めたのは、中学校でいじめられたのをきっかけに、寂しさを紛らわそうとしたことがきっかけです。その少年は、「おばあちゃんに迷惑をかけるから」自分のことは自分でやらなければいけないと、高校の学費も自分で支払おうとするなど、年不相応の責任感を持っていました。今のままでは、お金のためにまた売春行為を継続してしまうだろうということで、少年院送致となりました。現在は、少年院を出て、アルバイト等をしながら元気に暮らしているようです。

最後に、高齢者の話ですが、私は裁判所から高齢者の財産管理等を担う成年後見人を多数やらせていただいています。成年後見が必要とされるご本人は、判断能力がない常況にある人たちで、話しかけても難しいことはわからないことが多く、ご本人の意思確認はほとんど不可能です。

ほとんどの場合は、親族が必要を感じて後見開始の申立をすることによって成年後見人が選任されるのですが、稀に、市区町村が後見開始の申立をする場合があります。それは、成年後見人選任の必要性が高いけれども、経済的理由や、申立をしてくれる人がいない、等の理由で他の人による申立が見込めない場合で、行政が行政の負担・費用で申立をします。

前に私が担当した事案は、施設や病院の利用料の支払が滞ってしまっているため、滞納を解消できるような道筋をつける必要があり、財産管理をする専門職がいなければ、病院や施設が困る事案でした。

高齢者でも、経済的余力がなく、福祉の観点から、保護や介入が必要なケースもあります。今ご紹介したケースでは、施設入所でしたので、ご本人の身の安全は担保されていましたが、在宅の場合では、あらゆる福祉の手段を使って社会がご本人の身の安全を守っていかなければならないと思います。

本日は、格差という視点から、公益性の高い弁護

士業務という形で、子どもと高齢者における弁護士業務をご紹介させていただきました。

本来であれば、私の担っている他の様々な分野の話もさせていただきたかったのですが、時間も限られていますので、また機会があればお話しさせていただきたいと思います。

